

令和6年5月の法人税務についてお知らせ

	国 税 の 種 類	納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源泉所得税 (令和6年4月分)	納付期限	令和6年5月10日(金)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和6年3月31日決算法人)	確定申告書の 提出期限	令和6年5月31日(金)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和6年3月31日決算法人)	確定申告書の 提出期限	令和6年5月31日(金)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年9月30日決算法人)	中間申告書の 提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和6年5月31日(金)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年9月30日決算法人)	中間申告書 の提出期限	令和6年5月31日(金)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

自動ダイレクト納付 令和6年4月から開始

各申告手続き法定納期限当日に自動的に口座引き落としにより納付できる自動ダイレクト納付が始まります。

自動ダイレクト納付を利用するには、あらかじめダイレクト納付利用届出書を提出しなければなりません。

自動ダイレクト納付を利用するには以下の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- ① 令和6年4月1日以降、法定納付期限が到来すること
- ② 法定納付期限内に申告手続きをすること
- ③ 申告による納付税額が利用可能額を超えないこと

「利用可能額」

法定納期限前日までに自動ダイレクト納付を行う場合と法定納期限当日に行う場合とでは利用可能限度額が以下のように異なります。

(法定納期限前日までの利用可能額)・・・各金融機関の利用可能額が限度額となります。

(法定納期限当日の利用可能額)・・・・・・・・以下のとおりです。

申告等のデータ送信日	利用可能額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1, 000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3, 000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下